

唐土 第 1659 号  
令和 7 年 5 月 27 日

関係各位

唐津土木事務所長

唐津港妙見 5 号岸壁の使用再開について（通知）

標記岸壁につきましては、令和 5 年 3 月 24 日付け唐土第 7909 号通知により令和 5 年 3 月 25 日 0 時から使用を禁止していましたが、令和 7 年 5 月 28 日 0 時から使用を再開します。

岸壁の使用再開に当たり、佐賀県港湾管理条例（昭和 47 年条例第 36 号）第 22 条の規定に基づき、使用許可の条件（基準）を別紙のとおり定めたので通知します。

なお、本通知に伴い、令和 5 年 3 月 24 日付け唐土第 7909 号は廃止します。

（担当：唐津土木事務所港湾課 みなと利用担当）

## 【別紙】

### 妙見 5 号岸壁の使用許可条件（基準）とその運用について

妙見 5 号岸壁は、計画水深 - 7.5m、設計対象船舶 5,000D/Wとして整備されているが、岸壁付近に - 7.3mの浅所が確認されている。

このため、以下の条件を満たす場合に使用を許可するものとする。

#### 【条件（基準）】

- 船舶の喫水が、水深より 10%の余裕をもって小さいこと。  
(岸壁利用中の喫水が 6.63m未満であること： $7.3 / 1.1 = 6.63$ )

#### 【運用】

- 妙見 5 号岸壁における新規船舶（総トン数 500 トン未満の船舶を除く）の利用においては、申請者は事前に許可申請を行い、港湾管理者は、設計対象船舶（5,000 D/W）以下であること、喫水が基準未満であることを確認の上、許可するものとする。

## 【注意事項】

- 港湾管理者が、抜き打ちで岸壁の使用状況の調査を実施します。
- 荷役作業時には、シート張りを行う等の海への落水防止を行ってください。
- 今後、不適切な使用実態が明らかになった場合には、使用条件の見直しや費用負担の請求を行う可能性があります。
- 公共港湾施設の適正な使用について、今後とも、より一層の注意をお願いいたします。